

大都市圏を中心に増加する外国人 長期滞在実現なら日本の総人口減少は緩和へ

政策調査部主任研究員

岡田豊

03-3591-1318

yutaka.okada@mizuho-ri.co.jp

- 住民登録を基にした最新の外国人人口が、2018年7月11日に総務省から公表された。それによると、2018年1月1日における外国人人口は過去最高になり、前年比の増加数は17万人に達している
- 地域別に見ると、外国人は大都市圏を中心に増加している。また、外国人増加の内訳を見ると、「技能実習」や「留学」に加え就労に制限のない「永住者」が大きく増加している
- 外国人労働者の受入に関する規制緩和などで毎年の外国人の増加が現在よりもやや多い25万人となれば、日本の総人口減少は緩和に向かい、2060年に総人口1億人という政府目標も実現可能に

1. 外国人人口が大きく増加

2018年7月11日に総務省から「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2018年1月1日現在、増減などの人口動態は2017年1月1日～2017年12月31日）が発表された。この統計で近年注目されているのは、外国人人口の動向である。外国人は、以前は外国人登録制度という日本人とは別の制度で把握されていたため、日本人と同様の住民登録の必要がなかった。しかし、外国人についても日本人と同様に住民登録の対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が2012年に施行され、観光や出張などによる3か月以下の短期滞在者を除き、外国人に対しても日本人と同様に住民票が作成されることとなった。さらに、2013年から、住民基本台帳ネットワークと住民基本台帳カードについても外国人を対象とする運用が開始され、住民基本台帳に基づく各種統計で外国人についてもデータが把握できるようになった。

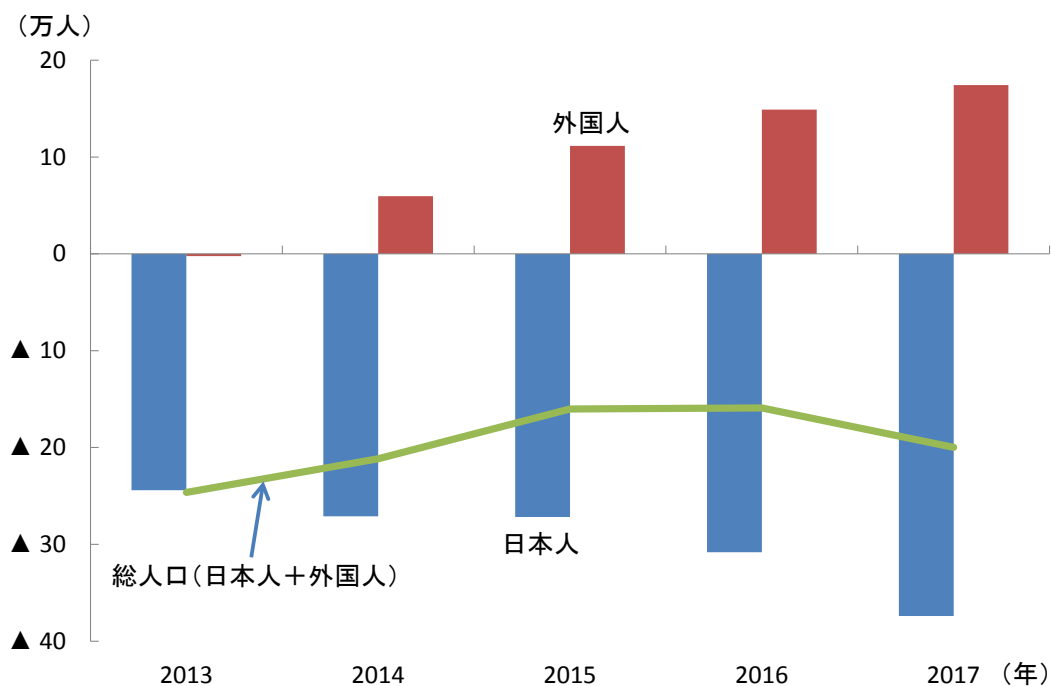
2018年1月1日の外国人人口は250万人で（2017年1月1日～2017年12月31日に17万人増加）、過去最高を記録した。日本の総人口（日本人+外国人）に占める割合は2.0%となっている。外国人の人口規模は、市町村別人口で全国第3位である名古屋市（約230万人）を凌駕するほど大きなものとなっている。

外国人人口のデータが取得できる2013年以降についてその増加数を見ると、2013年は東日本大震災の影響などからわずかにマイナスであったが、2014年以降順調に増加しているのがわかる（図表1）。この間、日本人の増加数は▲24～▲37万人となっており、今や外国人の増加数は日本人の減少数の半分近くに相当するようになってきている。日本の総人口は日本人の減少により2008年をピークに減少しているが、外国人の増加が日本の総人口の減少をなだらかなものにしていくといえる。

外国人の年齢別割合を見ると、2018年の生産年齢（15歳～64歳）人口割合は85%であり、日本人の60%よりかなり高い。さらに、5歳階級別に見ると、外国人で最も多い年齢階級は25～29歳であり、20歳から39歳までで全体の半分程度を占めている（次ページ図表2）。一方、日本人で最も多い年齢階級

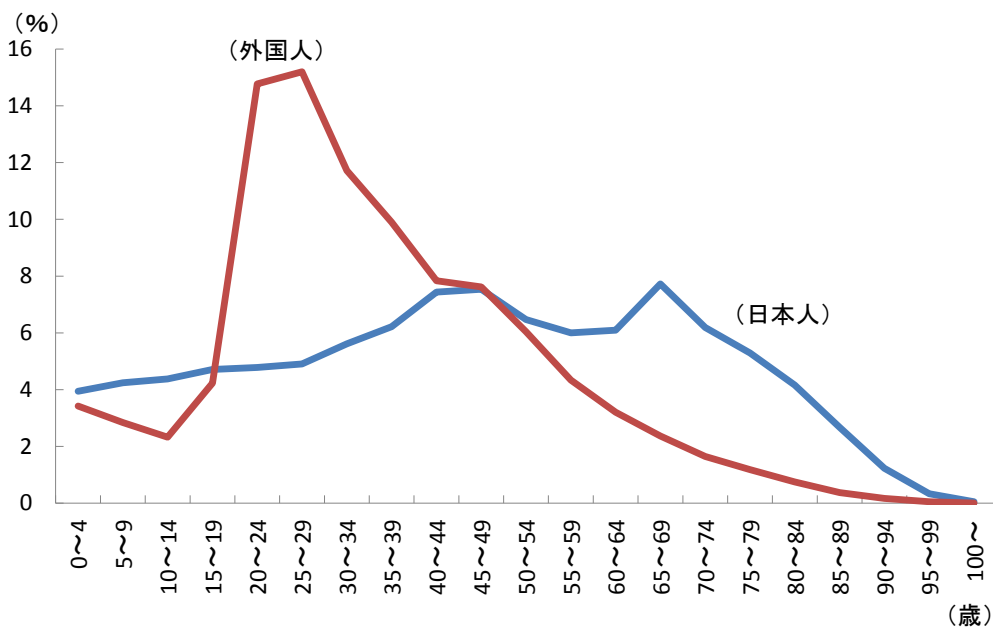
は65～69歳で、20歳から39歳までの層は2割程度にとどまっている。これらから、外国人は日本人に比べて極めて若い年齢構成であることがわかる。

図表1 日本人と外国人の増加数の推移



(資料) 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』各年版より、みずほ総合研究所作成

図表2 日本人と外国人の年齢別割合 (2018年1月1日)



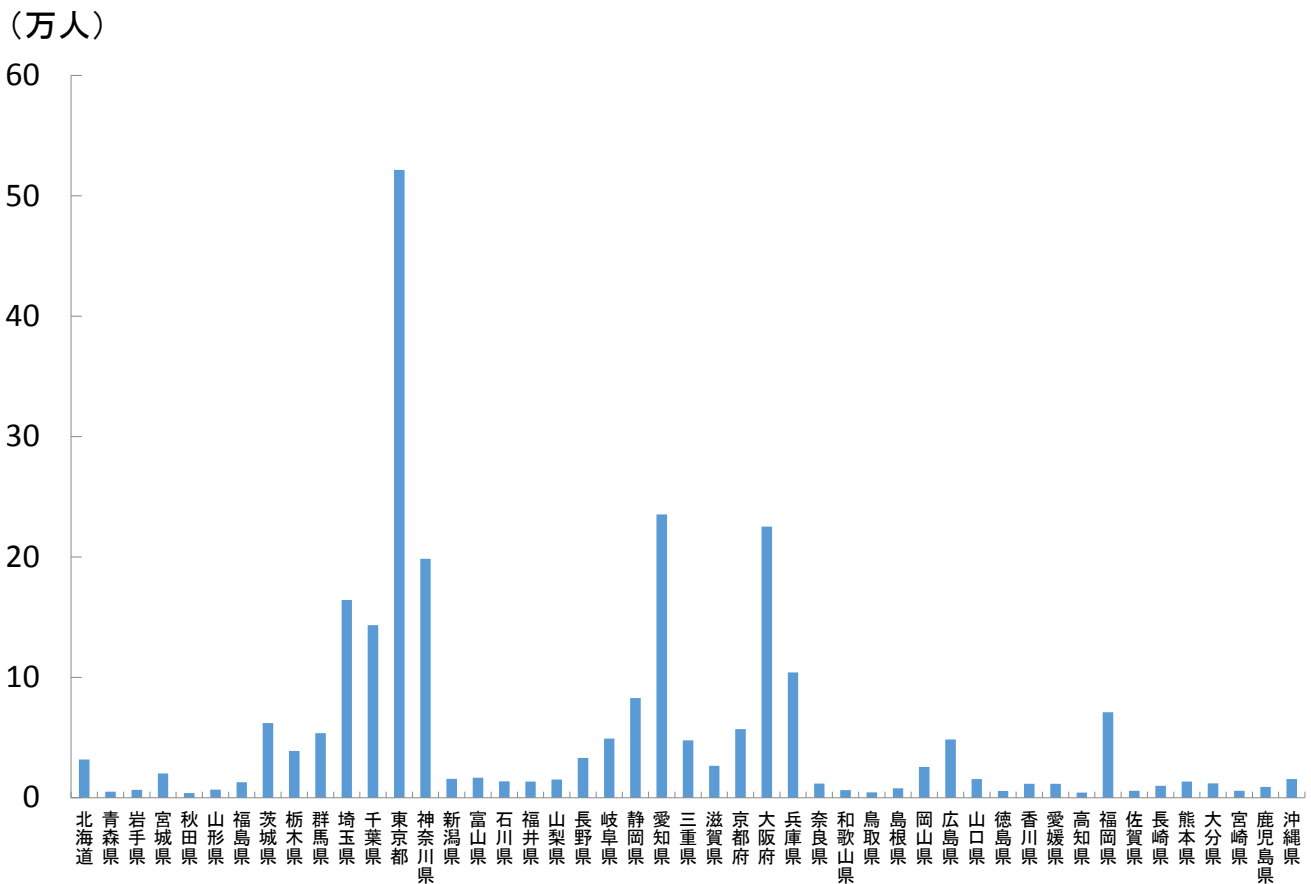
(資料) 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』(2018年)より、みずほ総合研究所作成

2. 外国人人口は大都市圏を中心に増加

外国人人口を都道府県別に見ると、東京都が52万人で最も多く、日本全体の外国人の約2割に達している（図表3）。東京都に次いで外国人人口が多いのは、順に愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県で、三大都市圏¹で上位を独占している。三大都市圏の外国人は日本全体の外国人の約7割を占め、特に東京圏は同約4割に上る。また、外国人の前年からの増加数は、長崎県以外の都道府県でプラスになっているが、人口数と同様に三大都市圏、特に東京圏で大きくなっている（次ページ図表4）。

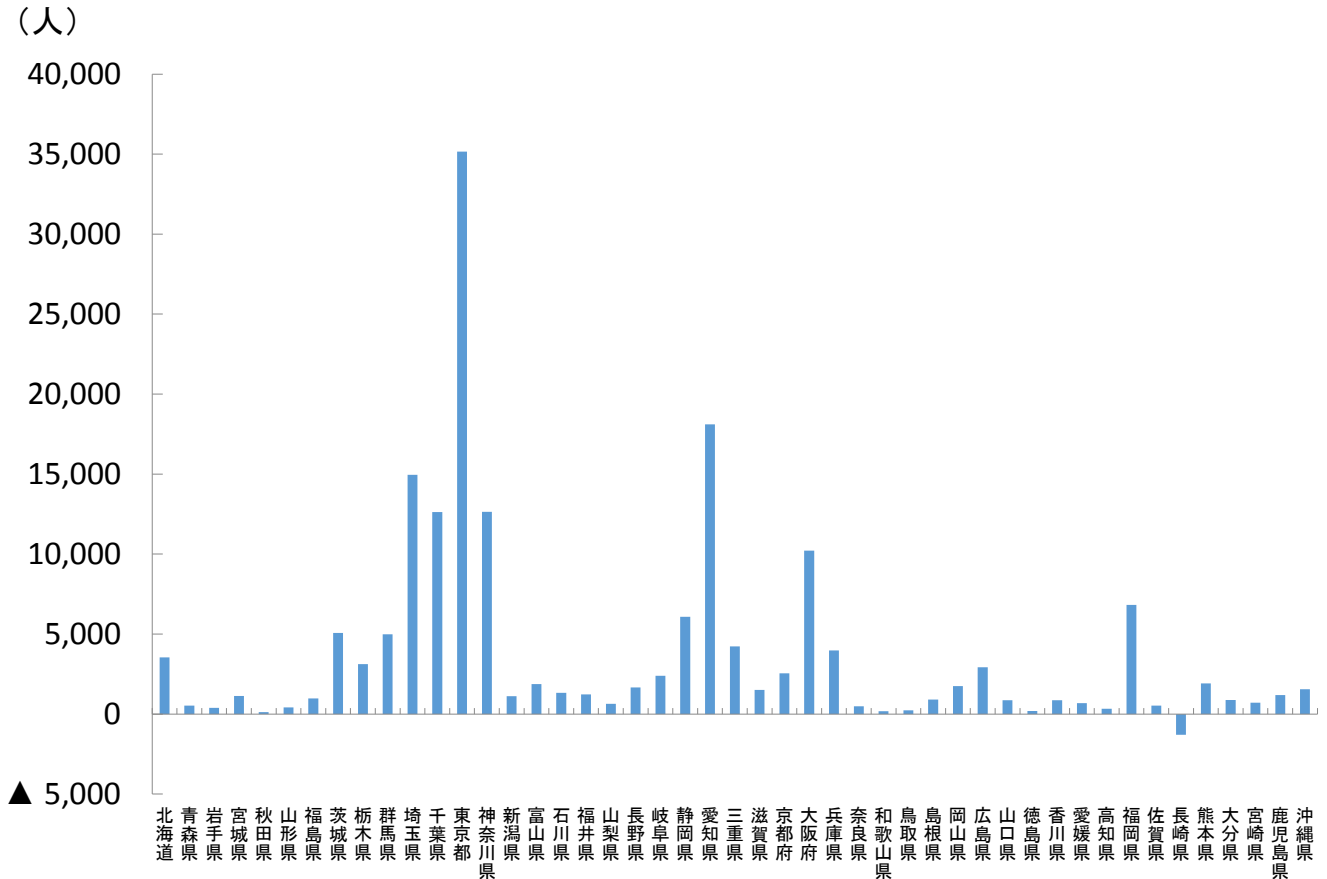
総人口に占める外国人の割合を都道府県別に見ても、トップは東京都の3.8%で、三大都市圏の都府県が上位になっている（次ページ図表5）。一方で、製造業の盛んな群馬県、三重県、静岡県も上位に入っており、製造業に従事する外国人が多いことがわかる。

図表3 都道府県別の外国人人口（2018年1月1日）



（資料）総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』（2018年）より、みずほ総合研究所作成

図表4 都道府県別の外国人増加数（2017年）



（資料）総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』（2018年）より、みずほ総合研究所作成

図表5 総人口に占める外国人の割合の都道府県別ランキング（2018年1月1日）

順位	都道府県	外国人人口比率（%）
1	東京都	3.8
2	愛知県	3.1
3	群馬県	2.7
4	三重県	2.6
5	大阪府	2.5
6	岐阜県	2.4
7	千葉県	2.3
8	埼玉県	2.2
9	京都府	2.2
10	静岡県	2.2

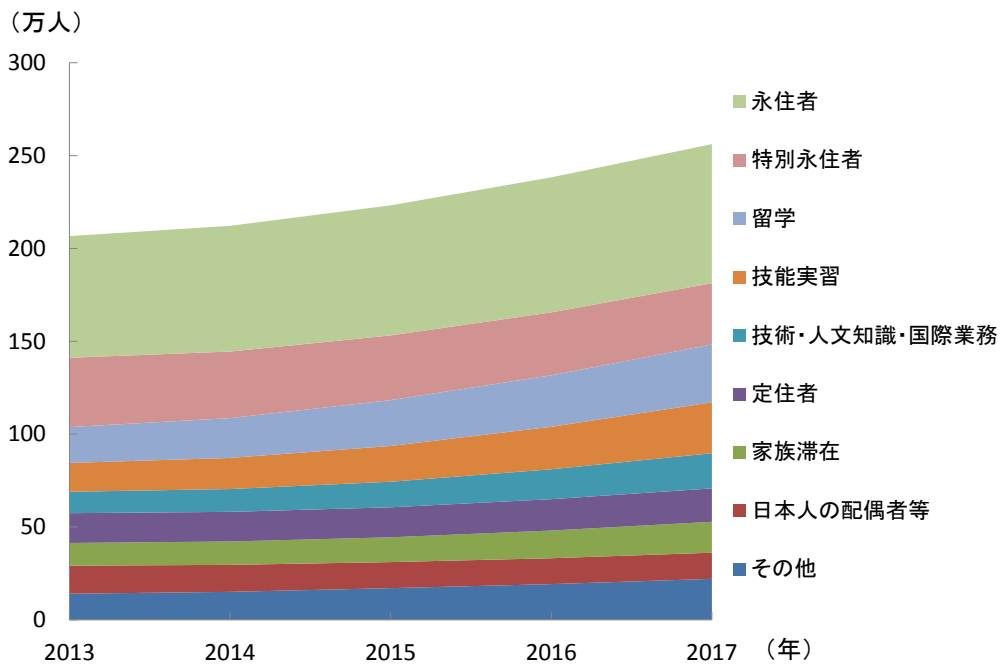
（資料）総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』（2018年）より、みずほ総合研究所作成

3. 注目される「永住者」の増加

このような外国人増加の実態を探るために、法務省『在留外国人統計』から在留外国人数の在留資格別内訳を見てみよう。2017年末で最も多いのは「永住者」で、75万人と全体の約3割を占め、近年漸減している「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人など、33万人）、近年の増加に注目が集まっている「留学」（31万人）や「技能実習」（27万人）を大きく上回っている（図表6）。永住者は在留期限がないので更新の必要がなく、就労の制限もほとんどなく、家族の帯同が許されている。日本人の有する権利で永住者が有しないものは、各種参政権や一部公務への就労などに限定される。これらに次いで多いのは「技術・人文知識・国際業務」（19万人）となっている。日本に留学する外国人は、修了後に日本で就職する者のうち約9割が在留期限の更新可能な技術・人文知識・国際業務に移行する²。永住者、留学、技能実習、技術・人文知識・国際業務の4つで在留外国人の約6割を占め、また、近年増加が顕著であるのもこの4つである。そのほかでは、人数の多い順に、日系人が主流の「定住者」、技術・人文知識・国際業務など、在留資格をもつ外国人の配偶者や子供である「家族滞在」、「日本人の配偶者等」と続く。

この中で注目されるのは、在留外国人で最も多い永住者の動向である。以前は他の資格で在留している外国人が永住者に資格変更するためには、原則20年の在留期間が必要であったが、1998年に在留期間が原則10年に半減された。永住者の要件である在留期間は、在留資格を変えても合わせて10年に達すれば問題ない。例えば、技術・人文知識・国際業務は更新可能なので、留学生は日本での就職を通じて、永住者への道が開かれている。このような必要となる在留期間の短縮などにより、永住者は一貫して増加している。

図表6 在留資格別在留外国人数の推移



（資料）法務省『在留外国人統計』各年版より、みずほ総合研究所作成

4. 新たな在留資格の創設を提示した 2018 年の骨太方針

今後の永住者の動向については、近年増加が著しいものの、他の在留資格への変更が難しい技能実習に関する規制緩和が大きな鍵を握ろう。技能実習から他の在留資格への変更が容易となり、10年の在留ができるようになれば、永住者のさらなる増加につながる可能性があるからだ。この点で政府が2018年6月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針)が注目される。対象となる業種や新資格の詳細はまだ定まっていないが、同方針には外国人労働者受入拡大への規制緩和の方向性が明記された。現在検討されているものでは、人手不足が特に懸念されているいくつかの業種において、業種ごとに定める技能水準と日本語能力水準に達しているかを判定する試験に合格することを前提に、期限5年の新たな在留資格が設けられる。その際、技能実習(期限5年)を修了した外国人は試験免除で新たな在留資格に移行できる仕組みとなる方向であり、合計で10年間の滞在が可能となる。つまり、近年増加の著しい技能実習から永住者への道が開かれる可能性が出てきたといえよう。

この新資格の対象業種は農業、建設、宿泊、介護、造船の5分野が有力といわれているが、この中で焦点となるのは宿泊であろう。宿泊業は飲食、販売、接客、清掃などサービス業の様々な職種を内包しており、宿泊以外のサービス業にも外国人材の活用に大いに参考になるからだ。また、日本において宿泊業に就職した外国人留学生は近年増加を続けており³、宿泊業界は外国人の受入ノウハウを既に有しているといえる。したがって、今後は宿泊業での外国人労働者の新資格による受入が順調に進む可能性が高く、その際には宿泊業以外のサービス業でも新たな在留資格の適用を希望する声が大きくなることが予想される。

また、2018年の骨太方針には、新資格は家族の帯同を基本的に認めず「移民政策とは異なる」と明記されているが、その一方で「滞在中に高い専門性を有すると認められた者について、在留期間の上限が無く、家族帯同を認める在留資格への移行措置を整備する方向」⁴とも記されている。さらに、上述のように在留期間が10年に達することで、高い専門性を有すると認められなくても永住者への移行が容易になり、本人が希望する限り日本で制限なく働き続け、家族帯同もできる可能性が高まるであろう。

今後の外国人人口の動向にとって、近年増加している「留学」「技能実習」で在留している外国人が短期間で日本での在留を終え出身国に帰るのか、それとも日本で長く就労し、家族も帯同して暮らすのか、どちらの選択が主流となるかが重要なポイントとなる。外国人労働者が家族を帯同し日本に定住するならば、外国人労働者数の増加を超える外国人人口の増加が生じることになる。今後、技能実習から長期の就労への道が開かれるなら、近年増加する留学と技能実習の両方で希望すれば永住者へ移行できるようになり、将来の外国人人口の規模が新たな段階へと至ることが予想される。

5. 外国人の増加が今後の日本の人口に与えるインパクトは大きい

新たな資格による外国人労働者の増加数については、今回の骨太の方針に明示されなかったが、各種報道等によると2025年頃までに50万人程度とされている。早ければ2019年度に新たな資格が創設されるので、今後毎年7万人程度の外国人人口の増加効果が見込まれる。

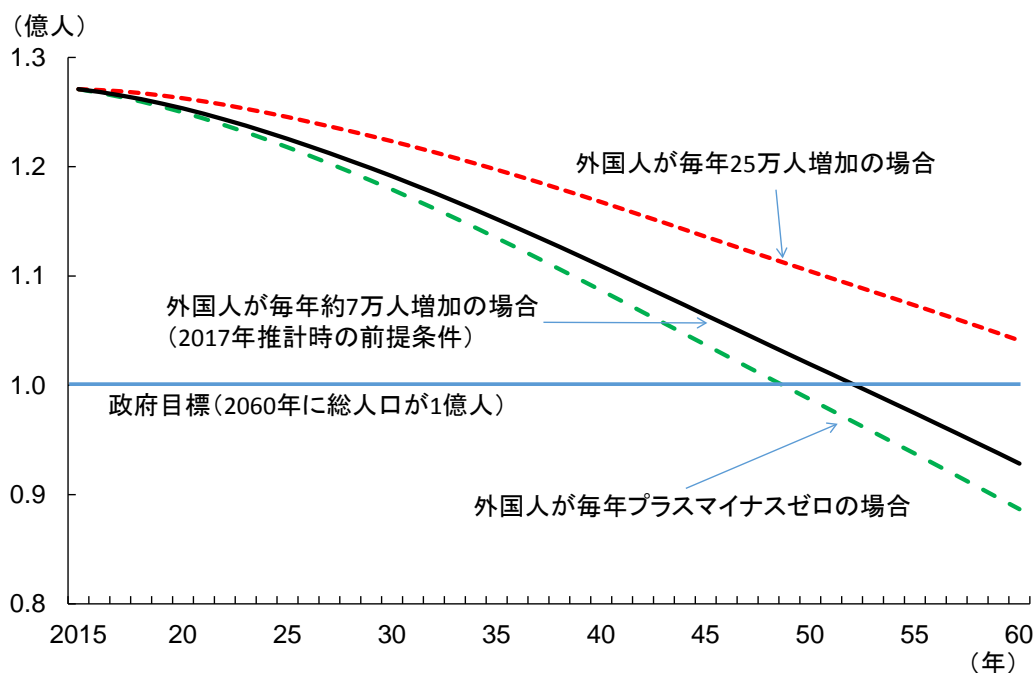
国立社会保障・人口問題研究所が2017年に発表した「日本の将来推計人口」によると、2060年の人口は9,284万人⁵で、これは政府目標である1億人よりも少ない。しかし、その推計は2015年までの外国人の動向をベースとしたもので、毎年外国人の増加数は7万人弱と推定されていたが、2017年の外国人増加数は上述のように約17万人であり、その将来推計の推定を大幅に上回っている。外国人の増加がこのペースで続けば、日本の将来の総人口は推計より上振れしよう。

「日本の将来推計人口」では、外国人増加が日本の総人口に与えるインパクトもシミュレーションされている。例えば、外国人が毎年25万人増加すれば、2060年の日本の総人口は1億411万人となり、日本人の出生率が高まらなくても政府目標（2060年に総人口1億人）が達成できる（図表7）。

さらに、新たに日本に来る外国人の多くが20歳から39歳までであることを考えると、外国人の増加は長きにわたって生産年齢人口の増加に直結する。2060年の生産年齢人口は、2015年当時の外国人増加をベースにした推計では4,792万人になるが、外国人が毎年25万人増加するケースでは5,700万人に大きく上振れする。また、高齢化により今後上昇が見込まれる従属人口指数（年少人口と老年人口の合計＝従属人口を生産年齢人口で除したもの）は外国人が毎年25万人増加していくと、その上昇テンポが鈍り、やがて頭打ちとなる（次ページ図表8の②のケース）。

政府は、2014年からの地方創生により出生率の低い東京への若者の流入を縮小させることで、地方での人口減少を抑制しつつ、日本全体の出生率を高めて日本全体の人口減少に一定の歯止めをかけることを目指している。しかし、若者の東京への流入は止まっておらず、日本全体の出生率の大幅上昇もあまり期待できそうにない。一方、2017年の外国人の17万人増加に新在留資格による外国人労働者の年7万人増加、外国人労働者に帯同される家族の増加を考えれば、毎年25万人程度の外国人増加は実現可能性のある近未来ということになる。

図表7 外国人受入の縮小・拡大による総人口の変化の試算



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口 (平成29年推計)』(2017年)より、みずほ総合研究所作成

上述の従属人口指数について、こうした外国人の増加に加えて、高齢者の就労（支えられる立場から支える立場への転換）を見込むと、その将来の在りようはさらに大きく変化する。すなわち、人生100年時代を見据えて65歳から74歳は元気で労働可能な生産年齢人口とみなし、75歳以上だけを高齢者とする「定義替え」を行うと、毎年外国人口の25万人増と、生産年齢人口の65歳から74歳への拡大により、従属人口指数は2060年頃まで過去最低の水準で推移するようになると試算される（図表8の④のケース）。

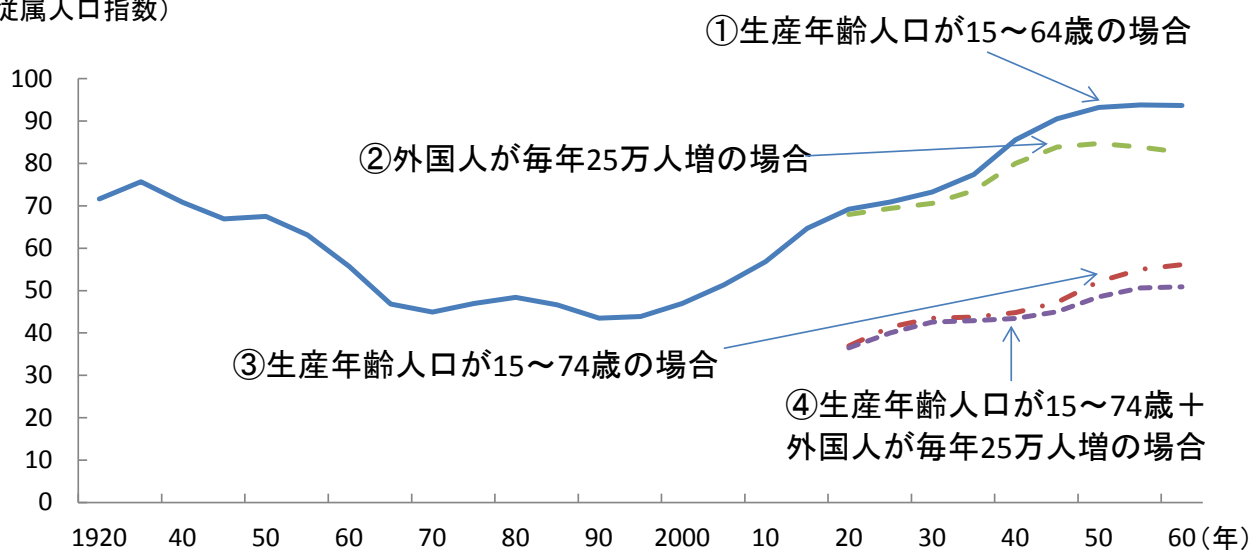
6. 外国人の増加は地方圏の人口減少に歯止めをかけるか

外国人は日本人に比べて移動率が高く、日本人よりも仕事本位で住居を定めていると認識される⁶。今回の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」においても、日本人が減少している自治体の割合は市区の8割、町村の9割に上るが、一方で外国人が増加している自治体の割合は市区の9割、町村の7割に上る。例えば、北海道夕張市は日本人減少率が市区でトップ（前年比4.0%）である一方、外国人増加率でもトップ（同76.9%）となっている。人口減少に悩む地方圏にとって、近年の外国人の増加は、住民の減少を抑えるこれまでにないチャンスとも捉えることができる。

しかし、外国人は滞在期間が長期間になると、地方圏に比べて給与などの労働条件の良い職が多い大都市圏に移住していくことも考えられる。実際に、増加が顕著な4つの在留資格（永住者、留学、技能実習、技術・人文知識・国際業務）について、三大都市圏の割合を見ると、技能実習を除く3つの資格では三大都市圏、特に東京圏が圧倒的なシェアを占めている（次ページ図表9）。また、今後さらなる外国人の受入拡大が期待されているサービス業は大都市圏により集中する傾向が見られる。さらに、外国人にとって技能実習の在留期間の長期化が永住につながるのであれば、技能実習の期間は地方圏に住むとしても、いずれは大都市圏に移住する可能性があるだろう。

図表8 外国人の受入拡大・生産年齢人口の定義変更による従属人口指数の変化の試算

(従属人口指数)



(資料) 総務省統計局『国勢調査報告』各年版、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成29年推計）』（2017年）より、みずほ総合研究所作成

そのため、近年の外国人の増加を地方圏の将来の人口増加につなげるには、外国語対応や異文化対応など外国人が家族も含めて暮らしやすくする努力が必要であるだけでなく、大都市圏に劣らない労働条件の雇用を創出することが欠かせない。外国人を人口減少対策の鍵と考える地方圏の自治体は、外国人を雇う企業とも一体となって、外国語対応を積極的に進めていく必要がある。

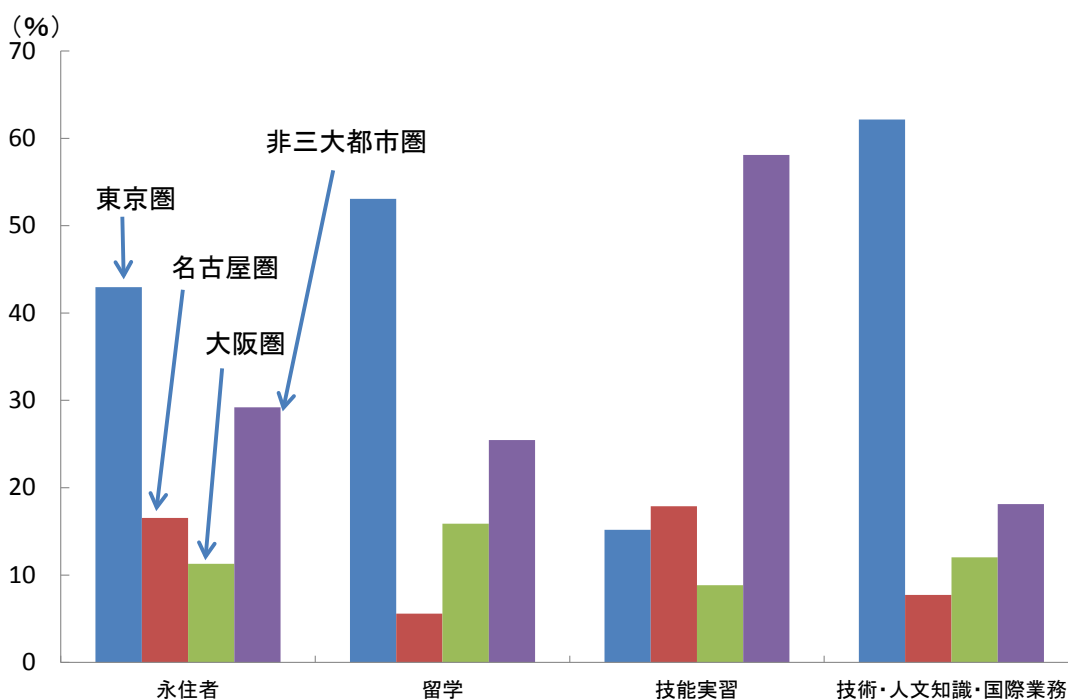
7. おわりに

本稿で見てきたように、外国人労働者の受入拡大は、それが長期滞在者の増加につながれば日本の総人口の減少を緩和する効果がある。その一方で、外国人の増加は、受入が拡大する業種や自治体を中心に様々な影響を与えるであろう。例えば、外国人労働者の受入拡大が進む業種では、人手不足の解消が進むと期待される一方で、日本人労働者も含めた労働環境の改善が遅れる懸念がある。

また、地域社会への影響も大きい。既に総人口に占める外国人の比率が10%を超える自治体（政令指定都市の行政区を含む）が10に上る（次ページ図表10）。外国人が毎年25万人増加すれば、2060年の日本の総人口に占める外国人の割合は約1割に達し、2018年1月1日現在（2%）の約5倍となる。その場合、外国人人口が3割を超えるような自治体が当然現れることとなろう。外国人の増加は人口減少抑制の一助になる一方で、街づくりや行政などに外国人の声をどのように反映させるのかといった様々な課題に直面することにもなる。

外国人の移入（転入）数を見ると、OECD加盟国の中で日本は既に上位であり⁷（次ページ図表11）、「事実上の移民大国」の一つとの見方もある。経済社会への様々な影響も想定しつつ、外国人の受入拡大に関する議論を今後より深めていく必要がある。

図表9 在留資格別に見た三大都市圏別の在留外国人割合（2017年）



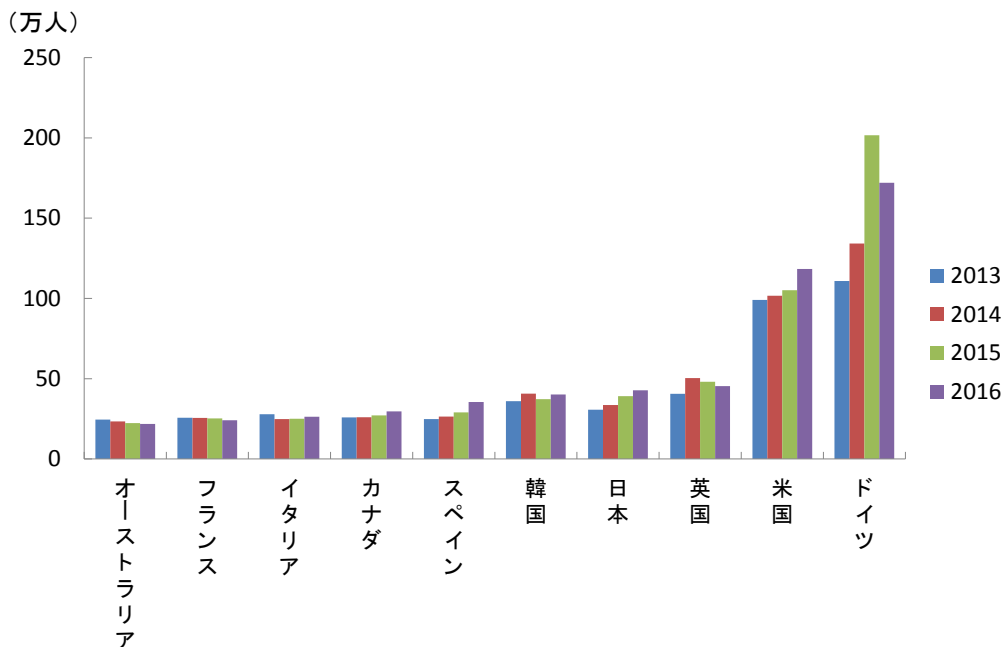
（資料）法務省『在留外国人統計』（2017年）より、みずほ総合研究所作成

図表10 総人口に占める外国人割合の市区町村ランキング（2018年1月1日）

順位	市区町村 (政令指定都市行政区を含む)	外国人人口比率 (%)
1	北海道占冠村	22.7
2	大阪市生野区	21.8
3	群馬県大泉町	18.1
4	北海道赤井川村	12.7
5	東京都新宿区	12.4
6	大阪市浪速区	12.4
7	横浜市中区	10.9
8	名古屋市中区	10.7
9	北海道留寿都村	10.2
10	東京都豊島区	10.1

(資料) 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』（2018年）より、みずほ総合研究所作成

図表11 OECD加盟国における外国人の移入数（上位10か国）



(資料) OECD, “International Migration Outlook 2018” より、みずほ総合研究所作成

- 1 東京圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県 名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県 大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。
- 2 法務省入国管理局『平成 28 年における留学生の日本企業への就職状況について』（2017 年）。
- 3 法務省入国管理局『平成 28 年における留学生の日本企業への就職状況について』（2017 年）。
- 4 内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2018 主なポイント』（2018 年）。
- 5 出生率・死亡率ともに中位を前提とする推計で、本稿における将来推計人口は全て同じ前提条件である。
- 6 岡田豊「地方創生には外国人転入増の視点も」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』（2015 年））。
- 7 OECD, “International Migration Outlook 2018”, 2018.

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償のみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。